

○笠松町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用要領

平成21年6月1日告示第72号

笠松町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、笠松町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年笠松町条例第10号。以下「条例」という。）に係る運用の基準等に関し、必要な事項を定める。

(対象)

**第2条** 条例第2条第1号に規定する物品は、電子計算機、複写機等のOA機器、事務機器、理化学機器、車両、仮設建築物及びソフトウェアとする。

2 条例第2条第2号に規定する役務は、庁舎等の建物総合管理業務、警備業務、清掃業務、設備・機器等の保守管理業務、廃棄物収集・処理、電算システム運用・保守、車両運転管理業務とする。

(期間)

**第3条** 長期継続契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約をいう。以下同じ。）の相手方の債務の履行期間については、次の基準を基本として運用する。

(1) 条例第2条第1号に規定する物品の借入に係る契約については、原則として当該物品の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。）を基準とし、商慣習上認められる年数とする。

(2) 条例第2条第2号に規定する役務の提供に係る契約については、原則として5年以内とする。設定にあたっては、技術革新の状況、事業継続の目途、減価償却期間及び経済変動等を勘案して適切に行う。

(契約事務)

**第4条** 契約事務を行う際の注意事項は、次のとおりとする。

(1) 起案

ア 履行期間

複数年度にわたり役務の提供等を受ける全期間を表記する。

イ 執行予定額

執行予定額には、履行の各年度に係る執行予定額のほか、履行期間全体の予定額も併記する。

ウ 特記事項

仕様書に次の事項を明記するものとする。

(ア) 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく笠松町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年笠松町条例第10号）及び笠松町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用要領（平成21年6月1日告示第72号）により行う長期継続契約である。

(イ) 笠松町（以下「甲」という。）は、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、当該契約を変更し、又は解除することができるものとする。なお契約が変更又は解除となった場合において、準備行為に対する費用支払いは生じないものとする。

(ウ) 甲又は請負者（以下「乙」という。）は、相手方が正当な理由なくして本契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

(エ) 前2項の契約の解除に伴い、甲又は乙は、解除の時から契約期間満了時までの契約金額のうち、履行のための資材や機器にかかる費用に基づき双方協議のうえ損害賠償を相手方に請求することができる。

(2) 執行の決定における決裁権者  
履行期間全体の金額で判断する。

(3) 予定価格  
原則として契約期間全体の金額で設定する。

(4) 契約事務の時期  
原則として、契約事務（起案、見積徴取）の時期は、履行の始期の属する年度における予算案の査定後とする。

(5) 入札公告又は指名通知  
入札公告等には、長期継続契約であることを明記するとともに契約期間も併記する。

(6) 入札（見積）金額は、原則として契約期間全体の金額とし、支払い方法（月額、年額）による額を併記する。

(7) 契約書

ア 契約書作成

契約書は、契約期間全体の金額で判断し、作成する。

イ 契約期間の表記方法

相手方の準備期間を含めた全期間を記載するとともに長期継続契約であることを明記する。

(8) 契約期間の表記方法

複数年度にわたり役務の提供等を受ける全期間を表記する。

(9) 契約金額の表記方法

契約期間全体の金額及び支払い方法（月額、年額）による額を表記する。

(違約金及び損害賠償の額)

**第5条** 違約金を算定する場合の基準額は、原則として契約期間全体の金額で設定する。

2 談合その他の不正行為があったときの損害賠償額の算定は、既支払額を対象とする。

(その他)

**第6条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要領は、平成21年6月1日から施行する。